

## 1. 子供の性被害とは

児童買春、児童ポルノの製造等

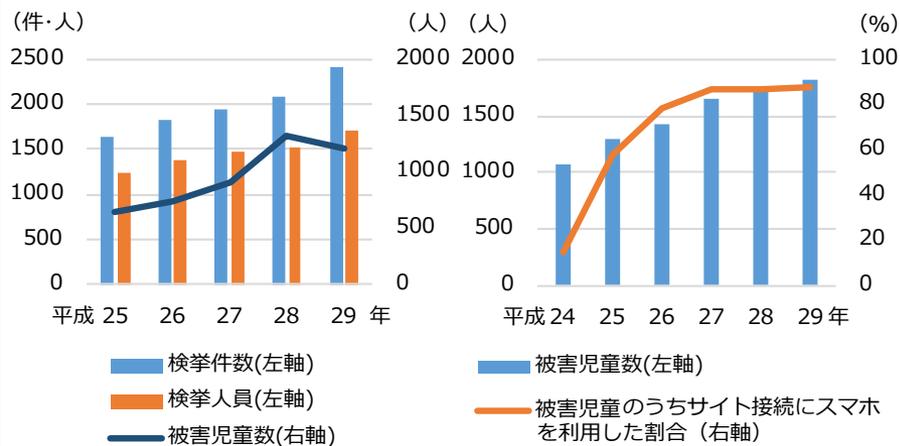
児童の性に着目した営業による児童福祉法違反等

その助長行為

## 2. 子供の性被害をめぐる情勢

児童ポルノ事犯

SNSに起因する児童買春等の事犯



- いわゆる「JKビジネス」等児童の性を売り物とする営業の出現
- 低年齢児童を被害者とする悪質な事件の発生
- 子供の性被害に対する国際社会の動向
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を視野に入れた取組の推進

## 3. 子供の性被害防止プラン策定の経緯

閣議決定（平成28年3月）

28年4月以降、関係府省庁間の総合調整を、国家公安委員会が行うことに。

犯罪対策閣僚会議（平成28年4月）

関係府省庁局長級会議の開催を申合せ。

局長級会議等（平成28年4月～）

プラン策定に向け、関係府省庁局長級会議等において検討を行った。

犯罪対策閣僚会議（平成29年4月18日）

プランを策定。定期的なフォローアップを予定している。

## 4. 子供の性被害防止プランの構成

6本の柱ごとに、合計88の施策を掲載。

1. 児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携の強化
2. 児童が性的搾取等の被害に遭うことなく健やかに成長するための児童及び家庭の支援
3. 児童の性的搾取等に使用されるツール等に着目した被害の予防・拡大防止対策の推進
4. 被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進
5. 被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生
6. 児童が性的搾取等の被害に遭わない社会の実現のための基盤の強化

原議保存期間10年

(平成41年3月31日まで)

最高検刑第38号

平成30年7月24日

高等検察庁次席検事 殿 (参考送付)

地方検察庁次席検事 殿

最高検察庁刑事部長 落 合 義 和

最高検察庁公判部長 大 場 亮太郎

(公印省略)

警察及び児童相談所との情報共有の強化について (通知)

児童が被害者等である事件については、平成27年10月28日付け当庁刑事部長通知「警察及び児童相談所との更なる連携強化について」(最高検刑第103号)に基づき、児童の負担軽減及び児童の供述の信用性確保の観点から、警察又は児童相談所から情報提供を受け、警察及び児童相談所の担当者と協議を行って対応方針を検討し、三機関のうちの代表者が児童から聴取する取組(以下「代表者聴取」という。)等を実施しているものと承知しています。

このような事件において刑罰権を適切に行使するとともに、再犯により児童が繰り返し被害を受けることがないようにするとの観点からは、警察及び児童相談所との情報共有が重要であると考えられます。そこで、代表者聴取を実施した後においても、例えば、事件の処分の際などに警察及び児童相談所との間で行う打合せなど、適宜の機会を通じ、上記の観点から、必要かつ相当と認められる情報を提供するとともに、必要な情報を入手するなどし、情報の共有が図られるよう留意願います。

おって、本件については、法務省刑事局、警察庁及び厚生労働省と協議済みであり、警察庁及び厚生労働省からも別添の各通知が発出されましたので、申し添えます。

原議保存期間	3年(平成34年3月31日まで)
有効期間	一種(平成34年3月31日まで)

警察庁 丁刑企発第47号、丁生企発第490号  
 丁少発第165号、丁捜一発第83号  
 平成30年7月24日  
 警察庁刑事局刑事企画課長  
 警察庁生活安全局生活安全企画課長  
 警察庁生活安全局少年課長  
 警察庁刑事局捜査第一課長

警視庁 刑事部長  
 警視庁 生活安全部長  
 各道府県警察本部長 殿  
 各方面本部長  
 各管区警察局広域調整担当部長  
 (参考送付先)  
 警察大学校刑事教養部長  
 警察大学校生活安全教養部長  
 科学警察研究所総務部長

児童虐待事案に係る代表者聴取における検察及び児童相談所との更なる連携強化の推進について

児童を被害者等とする事案における代表者聴取については、「児童を被害者等とする事案への対応における検察及び児童相談所との更なる連携強化について」(平成27年10月28日付け警察庁丁刑企発第69号ほか)により取組が進められているところ、今年20日、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において取りまとめられた「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に「協同面接(代表者聴取)の適切な実施と情報共有の推進」が盛り込まれ、「子どもの負担軽減を図りつつ、児童虐待に適切に対処し、子どもの二次被害を防止するため、児童相談所、警察及び検察による協同面接(代表者聴取)を引き続き適切に実施する。また、必要な情報共有を含め、より良い連携の在り方を検討していく。」とされたところである。

そこで、児童虐待事案に係る代表者聴取について、情報共有その他の連携を更に強化するため、下記の取組を推進することとされたい。

なお、本通達については法務省及び厚生労働省と協議済みであり、最高検察庁及び厚生労働省からも別添の通知が発出されているので申し添える。

#### 記

#### 1 代表者聴取実施後の情報共有

代表者聴取を実施した事案について、児童虐待事案に適切に対処する観点から、警察、検察及び児童相談所の三機関において打合せを行うことを含めた適切な方法により、必要な情報の共有に努めること。

なお、打合せの機会等に、警察が把握している情報の提供を求められた場合には、上記の観点から必要かつ相当と認められる範囲において、適切に対応すること。

#### 2 警察、検察及び児童相談所の連携強化

都道府県警察本部、地方検察庁及び都道府県の児童福祉主管部局による連絡会議を実施するなどの方法により、各地の実情に応じた適切な連携体制を強化すること。

子家発 0724 第 1 号  
平成 30 年 7 月 24 日

各  $\left( \begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{指 定 都 市} \\ \text{児童相談所設置市} \end{array} \right)$  児童福祉主管部(局)長 殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長  
( 公 印 省 略 )

児童虐待事案に係る子どもの心理的負担等に配慮した面接の  
取組に向けた警察・検察との更なる連携強化の推進について

子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化については、「子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化について」(平成 27 年 10 月 28 日付け雇児総発 1028 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)により取組が進められているところ、今般、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において取りまとめられた、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策(平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)」において、児童虐待防止のための総合対策の一つとして「協同面接(代表者聴取)の適切な実施と情報共有の推進」が盛り込まれ、「必要な情報共有を含め、より良い連携の在り方を検討していく。」とされたものである。

そこで、児童虐待事案において、児童相談所、警察、検察の三機関間の連携強化を更に推進するため、下記のとおり通知するので、貴職におかれては、この内容を御了知いただくとともに、管内の児童相談所に周知を図り、対応に遺漏のないよう努められたい。

なお、本通知については、法務省刑事局及び警察庁と協議済みである。

また、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

## 記

### 1. 協同面接実施後の情報共有

協同面接を実施した事案について、子どもの支援のために必要があるときは、児童相談所、警察及び検察の三機関において打合せを行うことを含めた適切な方法により、必要な情報の共有に努めること。

なお、打合せの機会等に、警察や検察から、児童相談所が把握している情報の提供を求められた場合には、適切に対応すること。

### 2. 児童相談所、警察及び検察の連携強化

都道府県の児童福祉主管部局、都道府県警察本部、地方検察庁による連絡会議を実施するなどの方法により、各自治体の実情に応じた適切な連携体制を強化すること。

以上

【通し番号55】

女性の人権ホットライン(全国共通) **0570-070-810**[ゼロナナゼロのホットライン]

「女性の人権ホットライン」は、配偶者やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐる様々な人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話

電話は、最寄りの法務局・地方法務局につながり、相談は、女性の人権問題に詳しい法務局職員又は人権擁護委員が対応

## [具体的施策の例]

- ・専用相談ダイヤル「女性の人権ホットライン」の設置・広報
- ・被害申告があった場合には、人権侵犯事件として調査の上、事案に応じた救済措置を講ずる。
- ・性的な画像を含むインターネット上の人権侵害情報について削除方法の助言等を行う。
- ・人権相談活動を強化することを目的として、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施し、平日の電話相談受付時間を延長するとともに、土・日曜日にも電話相談に応じている(昨年度は、平成29年11月13日(月)～19日(日)に実施)。

## [女性を被害者とする主な救済措置の事例]



### ・夫の妻に対するDV

夫の暴力的行為から逃れるため子どもと共に親族宅に避難していた女性から、法務局の相談電話「女性の人権ホットライン」に相談がされた事案。

相談を受けたA法務局は、被害者が自宅のある県内のシェルターへの避難を希望していたことから、速やかに被害者の住所を管轄するB法務局に相談するよう案内するとともに、B法務局に対し、相談内容を連絡した。連絡を受けたB法務局は、当日中に被害者との面談を実施の上、被害者と共に市役所の担当課に赴き、被害者の状況を説明した。その結果、被害者らは同日中に婦人相談所のシェルターに一時保護された。

ひとりで悩まず  
電話してください。

年間を通じて  
相談受付中!  
無料・24時間・24日

女性の人権ホットライン

配偶者・パートナーからの暴力  
セクシュアル・ハラスメント  
ストーカー被害  
AV出演強要  
[水びん]被害

0570-070-810

受付時間 8:30～17:15 (土・日・祝日除く)

法務局職員又は人権擁護委員が相談に応じます。

インターネットでも人権相談を受け付けています。  
インターネットでも人権相談を受け付けています。  
http://www.jinken.go.jp/

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

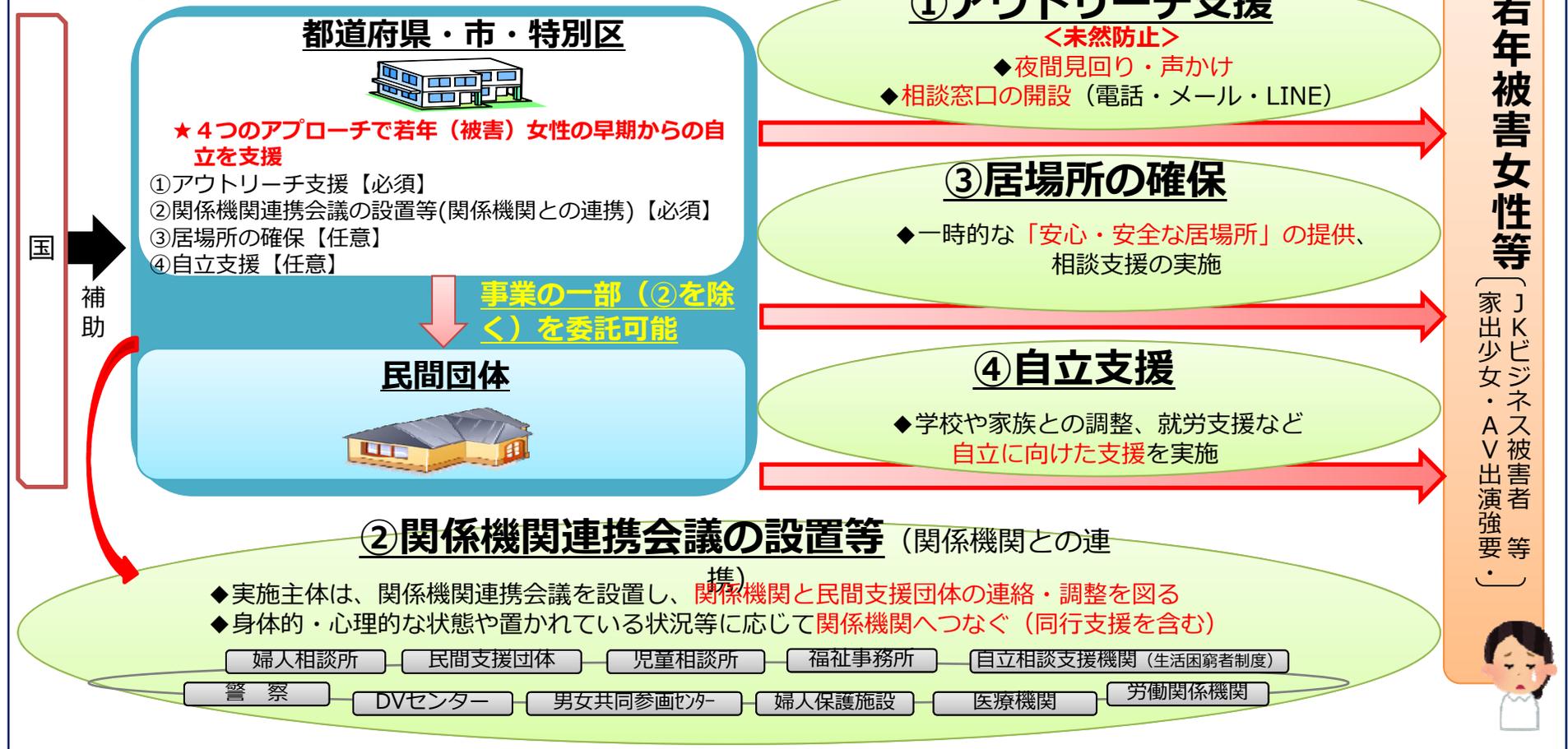
# 若年被害女性等支援モデル事業

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

平成30年度予算額159億円の内数 → 平成31年度概算要求額208億円の内数

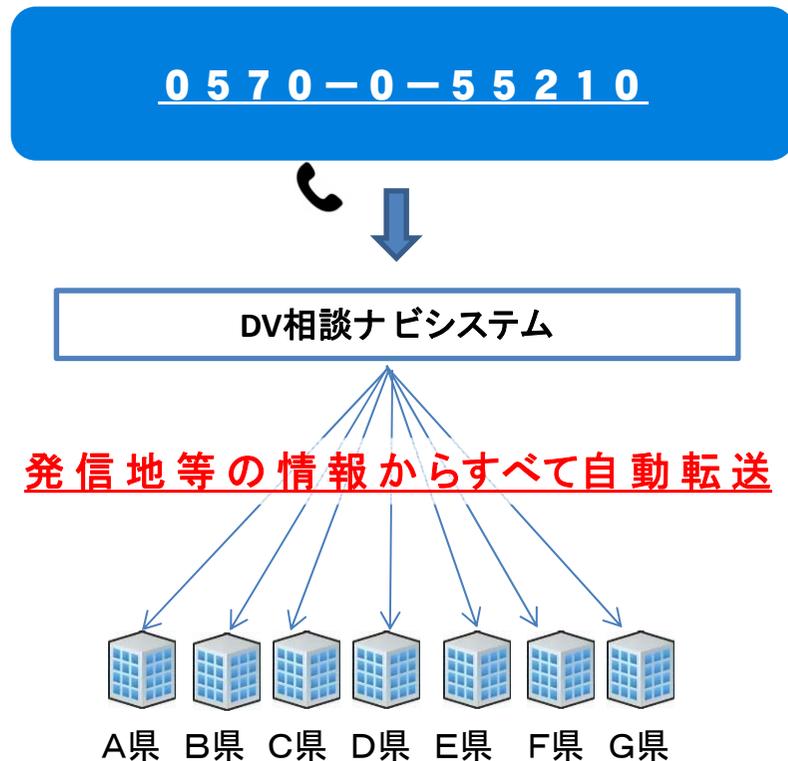
◆ 困難を抱えた女性については、個々のケースに応じた細やかな支援を行うことにより早期の自立支援が可能となることから、若年被害女性等に対して、公的機関・施設と民間支援団体とが密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築するためのモデル事業を実施する。 **<実施主体> 都道府県・市・特別区** **<補助率> 国10/10**

## <モデル事業イメージ>



# DV被害者のための相談機関案内サービス

○全国共通のダイヤル(0570-0-55210)を設定し、相談者の発信地域等の情報から、最寄りの相談機関(配偶者暴力相談支援センター等)の電話に自動転送する。



## ○広報用携帯カード

全国共通ダイヤルの広報用携帯カードを地方公共団体に配布。被害者の目に留まりやすい場所やトイレ等に置いてもらうように依頼。



配偶者や恋人等からの暴力(DV)に悩んでいませんか。相談してみることで、ひとりでは気づかなかった解決方法が見つかるかもしれません。ひとりで悩まず、ご相談ください。お近くの相談窓口におつなぎします。

### 相手といると、怖いと感じたり緊張したりしていませんか？

暴力には、なぐる、ける、物を投げつける、大声でどなる、無視し続ける、交友関係を制限する、勝手に相手の電話・メールをチェックする、生活費を渡さない、外で働くことを制限する、性的行為を強要する、避妊に協力しないなど、様々なものがあります。暴力は次第にエスカレートして、被害が深刻になることがあります。相手との関係が「つらい」「なにかおかしい」と感じていたら、一度ご相談ください。

- 発信場所から最寄りの相談窓口へ、あなたがかけた電話を自動転送します。
- 固定電話からだけでなく、携帯電話、PHS及びIP電話(一部のIP電話を除く。)からもつながります。

内閣府男女共同参画局

ここに でんわ



**DV相談ナビ 0570-0-55210**

By calling this number, you will be automatically connected to your closest Spousal Violence Counseling and Support Center.

配偶者からの暴力被害者支援情報サイト <http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html>

## 「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」の開催について

### 【趣旨】

- ◆ 婦人保護事業は、昭和31年に制定された売春防止法に基づき、売春を行うおそれのある女子を保護する事業として発足した。
- ◆ しかし、その後、支援ニーズの多様化に伴い、家庭関係の破綻や生活困窮等の問題を抱える女性に事業対象を拡大してきた。また、関係法令により、平成13年からはDV被害者、平成16年からは人身取引被害者、平成25年からはストーカー被害者が、それぞれ事業対象として明確化され、現に支援や保護を必要とする女性の支援に大きな役割を果たすようになった。
- ◆ このような経緯から、与党や関係者からは、制定以来抜本的な見直しが行われていない売春防止法の規定を含め、婦人保護事業のあり方を見直すべきとの問題提起がなされている。こうしたことを踏まえ、今後の困難な問題を抱える女性への支援

### 検討会スケジュール及び主な検討事項

#### 1. 検討会スケジュール

- 第1回（平成30年7月30日）
    - ・座長の選任について
    - ・今後の進め方について
  - 第2回（平成30年8月23日）
    - ・構成員からのプレゼンテーション①
  - 第3回（平成30年9月4日）
    - ・構成員からのプレゼンテーション②
  - 第4回（平成30年10月上旬）
    - ・論点整理案の提示
  - 第5回（平成30年10月下旬）
    - ・論点整理
- ※論点整理以降の検討スケジュールについては、状況を踏まえて検討

#### 2. 主な検討事項

- 対象とする「女性」の範囲・支援内容
- 他法他施策との関係や根拠法の見直し
- 婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設の役割や機能

### 困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会構成員

（五十音順、◎座長、○座長代理、敬称略）

- |        |                            |
|--------|----------------------------|
| 大谷 恭子  | 弁護士（アリエ法律事務所）              |
| 戒能 民江  | お茶の水女子大学名誉教授               |
| 加茂 登志子 | 若松町こころとひふのクリニックPCIT研修センター長 |
| 近藤 恵子  | NPO法人全国女性シェルターネット理事        |
| ○新保 美香 | 明治学院大学社会学部教授               |
| 菅田 賢治  | 全国母子生活支援施設協議会会長            |
| 高橋 亜美  | アフターケア相談所ゆずりは所長            |
| 橘 ジュン  | NPO法人BONDプロジェクト代表          |
| 仁藤 夢乃  | 一般社団法人Colabo代表             |
| 野坂 洋子  | 昭和女子大学人間社会学部助教             |
| ◎堀 千鶴子 | 城西国際大学福祉総合学部教授             |
| 前河 桜   | 大阪府福祉部子ども室家庭支援課長           |
| 松本 周子  | 全国婦人相談員連絡協議会会長             |
| 水野 健二  | 名古屋市子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課主幹  |
| 村木 太郎  | 一般社団法人若草プロジェクト理事           |
| 横田 千代子 | 全国婦人保護施設等連絡協議会会長           |
| 和田 芳子  | 婦人相談所長全国連絡会議会長             |

（オブザーバー）

内閣府、法務省、警察庁